

細 則



第1条 目的

本倶楽部の運営に関しては、会則による他、本細則の定めるところによる。

第2条 スタート予約時間及び開場時間

本倶楽部のスタート予約及び会場時間は、会社がこれを定める。

第3条 プライベートコンペティション

会員は、会社が別に定める範囲内において、プライベートコンペティションを行うことができる。

第4条 ゲスト

1. 会員は、会社が別に定める規定により、ゲストを同伴、紹介することができる。
2. 会員は、自己が同伴または紹介したゲストが、本倶楽部に定められた事項を尊重すること、本倶楽部の名誉・信用・品位を毀損、秩序を乱すことのないよう本倶楽部を利用すること、所定の本倶楽部利用費用を負担すること、その他ゲストの本倶楽部内での行為及び行為に起因する負担につき一切の責任を負う。

第5条 ゲスト利用制限

1. 会員は、ゲストとして、暴力団関係者または暴力行為・暴言行為等のおそれのある者、及び刺青がある者を同伴または紹介してはならない。
2. 会社は、ゲストが前条第2項に違反する恐れがある場合には、当該ゲストの入場を禁止することができる。
3. 会社はゲストの利用について、特定の曜日・日時及び時間に関し入場制限または緩和、若しくは禁止する等を状況に応じて行うことができる。

第6条 遵守事項

会員及びゲストは、会則・細則・利用約款等の諸規則並びに理事会、委員会および会社決議事項を遵守する。

第7条 年会費、名義書換料、その他の費用

1. 年会費、名義書換料は、別表料金表のとおりとする。
その他の費用は、会社が別に定める。
2. 年会費は、毎年4月から起算し、翌年3月までの1ヵ年分を4月に前納する。なお、支払方法は原則として銀行自動引落し制度によるものとする。
3. 退会したときの納入済み年会費は、返還しないものとする。

第8条 会員およびゲストの記帳義務

会員及びゲストは、プレーのためクラブハウスに到着した場合、必ず備え付けの署名簿に記帳するものとする。

第9条 届出事項の変更

会員は本倶楽部に提出した入会申込書等に記載した住所、勤務先等に変更が生じた場合、速やかに届出しなければならない。

第10条 休業日

本倶楽部の休業日は、会社が定める。

第11条 事故の免責

本倶楽部は、善良なる管理者としての注意をしたにもかかわらず、会員またはゲストに何らかの損害が生じた場合は、その責を負わない。

第12条 第三者営業行為の制限

会社以外の者が、ゴルフ場内において営業行為若しくは広告掲示などをしようとするときは、会社の許可を必要とする。

第13条 競技

1. 競技は、日本ゴルフ協会の規定に準拠して行うものとする。
2. ローカルルールその他競技規則に関しては、コンペティション委員会と協議し会社が別に定める。

第14条 従業員に対する金品供与禁止

会員およびゲストは、ゴルフ場従業員に対し、心付等金品を与えてはならない。

第15条 愛玩用動物の連行禁止

会員およびゲストは、ゴルフ場内に愛玩用動物を連行してはならない。

第16条 コース使用の制限

会社は、一定の日を限り会員のコース使用を制限または禁止することができる。

第17条 各種委員会

各種委員会は、次の事項を分担する。

- 1. コンペティション委員会
ゴルフ競技の企画並びに施行およびルールに関すること。
- 2. ハンディキャップ委員会
ハンディキャップの審査決定に関すること。
- 3. フェローシップ委員会
諸規則の励行、倶楽部の秩序維持、会員相互の親睦、会員の処分、入会申請者の審査および会誌発行に関すること。
- 4. コース委員会
コースの使用、維持および保全に関すること。

第18条 委員会の招集と議事処理

- 1. 委員会は委員長が必要に応じて招集し、その議長になる。
- 2. 委員会の審議決定事項のうち重要事項に関しては、委員長より会社に報告し、会社が必要と認めた場合は理事会に報告または承認を得るものとする。

第19条 退会時の清算

退会者は退会にあたり、年会費その他料金等の倶楽部に対する未払い金等につき、退会前に完済しなければならない。

第20条 細則の改定および疑義処理

- 1. この細則の改定は、会社がこれを行う。
- 2. この細則に疑義が生じた場合は会社が解釈を統一する。

平成 2年 7月26日制定
平成 4年 9月16日改定
平成11年 6月14日改定
平成13年 5月18日改定
平成18年 5月17日改定
平成24年 1月25日改定
平成27年 1月27日改定
令和 4年 2月28日改定

【別表】 料金表（正会員・平日会員）

(税込)

正 会 員	年 会 費	1 ヲ年	88,000円
	名義書換料	個人	
		①第三者に譲渡……………	1,100,000円
		②親族への譲渡（2 親等以内）……………	55,000円
		③相続……………	55,000円
		法人	
		①第三者に譲渡……………	1,100,000円
②同一法人内の登録者変更……………	220,000円		
平 日 会 員	年 会 費	1 ヲ年	44,000円
	名義書換料	個人	
		①第三者に譲渡……………	550,000円
		②親族への譲渡（2 親等以内）……………	55,000円
		③相続……………	55,000円
		法人	
		①第三者に譲渡……………	550,000円
②同一法人内の登録者変更……………	220,000円		

※消費税につきまして、ご請求時に法律で定められている率の消費税を付加して支払うものとします。